

国立精神・神経医療研究センター病院における院内感染防止対策のための指針

1 院内感染防止対策に関する基本的考え方

院内感染の防止は、医療の質に関わる重要な課題です。また、安全な医療の提供は医療の基本となるものであり、センター病院および職員個人が、院内感染防止対策の必要性・重要性を施設および自己の課題と認識し、院内感染防止対策を徹底することが最も重要です。

そのため、センター病院は、本指針を活用して院内感染防止対策委員会および感染防止推進部会を設置し、独自の感染管理プログラムを確立するとともに、院内感染防止対策の遂行にあたっては、病院が感染症の患者さまと感染症に罹患しやすい患者さまが同時に存在していることを前提に、医療行為を行う際に必然的に起こりうる患者さま・職員への感染症の伝播リスクを最小化することを目的とし、全ての患者さまが感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプロトコール」の概念を基本として実践します。また、院内感染の発生時には、原因の速やかな究明、制圧に向けた迅速な対応に努め、発生要因を分析しこれを改善していきます。

こうした基本姿勢のもと、患者さまに安全な医療サービスを提供し、センター病院の医療の質の向上に努める必要があります。

2 院内感染防止対策のための業務内容

医療安全部に感染防止対策室を常設し、感染制御医師、感染管理専従看護師、感染制御薬剤師、臨床検査技師で構成する院内感染対策チーム（I C T）を設置し、以下の業務を行います。

- ①院内感染サーベイランスの実施
- ②感染管理教育の企画・実施・評価
- ③感染管理コンサルテーション
- ④院内感染防止対策マニュアルの見直し、改訂
- ⑤院内ラウンドによる感染対策遵守状況の把握と評価、指導
- ⑥感染関連情報の発信
- ⑦実施した諸指導、提言の内容について毎月委員会へ報告する

3 院内感染防止対策に係る抗菌薬適正使用のための業務内容

抗菌薬の適正な使用を推進するため、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成する抗菌薬適正使用支援チーム（A S T）を設置し、以下の業務を行います。

- ①感染症治療の早期モニタリング
- ②適切な検体採取と培養検査の提出への介入
- ③各種データの集計と評価
- ④抗菌薬適正使用に関する教育・啓蒙活動
- ⑤抗菌薬の定期的な見直し
- ⑥実施した諸指導、提言の内容について毎月委員会へ報告する

4 感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防および拡大防止を図るため、院内における感染症の発症状況を、全職員に速やかに周知しています。また、市中感染症などの発生によって、患者さんおよび職員への注意が必要な場合には、ＩＣＴニュースとして職員に周知するほか、院内掲示を行い患者さんへの情報提供に努めます。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

当該部署からの報告やサーベイランスにより、院内感染が疑われる事例が発生した場合には院内感染対策担当者が中心となり、ＩＣＴメンバーで連携し、迅速に発生要因の究明や対策に介入します。

アウトブレイクや重大な院内感染が発生した場合、または発生したことが疑われる場合には、直ちに臨時の委員会を開催し、組織的な対応も含め対策の検討をします。また、管轄保健所への報告と共に対策に関する指導を仰ぐとともに、「重大医療事発生時の対応」に従って対応します。

6 院内感染防止対策のための指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者さん等にも感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院のホームページに掲載します。

7 院内感染防止対策の推進のために必要なその他の基本方針

本指針に即した院内感染防止対策マニュアルの整備と定期的な見直しを行うと共に、職員はマニュアルに基づいた感染対策を実施します。また、ＩＣＴの定期的な院内ラウンド等により、マニュアルに基づいた感染対策の遵守状況などを把握・評価し、必要な改善策を講じていきます。

国立精神・神経医療研究センター病院

令和7年6月12日作成